

第五十九回帝國議會
衆議院

自動車交通事業法案委員會會議錄(速)第四回

付託議案

自動車交通事業法案(政府提出)

會議

昭和六年三月六日(金曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 古屋 慶隆君

理事 岡本實太郎君

理事 松本 忠雄君

理事 川口 義久君

奥山 龜藏君 鈴木憲太郎君

長野 綱良君 大植清左衛門君

三井 德寶君 川島正次郎君

佐保 畢雄君 藏園三四郎君

森本 一雄君

出席政府委員左ノ如シ

・内務書記官 岡田 周造君

司法政務次官 川崎 克君

司法參與官 井本 常作君

鐵道參與官 山本 厚三君

鐵道省監督局長 丹羽 武朝君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

自動車交通事業法案(政府提出)

○古屋委員長 是ヨリ開會致シマス

○川口委員 逐條的ノコトハ後ニ廻シ

マシテ、昨日ニ關聯シテ本案ノ第十三

條ノ三項ニアリマス「自動車運輸事業

者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業

ヲ承繼ス」ト云フ此點ニ付テ御伺致ス

ノデアリマス、民法ノ八百八十三條ニ「未成年ノ子ハ親權ヲ行フ父又ハ母ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ職業ヲ營ムコトヲ得ズ」ト斯ウアルノデアリマス、

普通ノ場合ヲ想像スレバ、父ガ死亡シテ、サウシテ相續ガ開始サレテ其子ガ

家督ヲ相續スル、サウシテ母タル親權

者ガアル、併シ其許可ヲ得ルニ非ザレ

バ職業ヲ營ムコトガ出來ナイト云フコ

トガ民法ニアル、然ルニ本案ニ依リマ

スト、「相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス」ト

アツテ、當然其法律ニ依ッテ其事業ヲヤ

ラナケレバナラヌヤウニ規定サレテ居

ルノハドウ云フ譯デアリマスカ

○井本政府委員 此十三條ハ相續ニ關

スルコトヲ規定シテ居リマシテ、即チ

相續人ハ其事業ヲ承繼スル、權利承繼

ノ問題ヲ規定シテ居ルノデアリマス、

而シテ其營業ヲ經營スルト云フコトハ

只今ノ民法ノ八百八十三條ノ條件ニ從

ヒマシテ、營業ハ承繼スルコトガ出來

ルノデアリマス、而シテ民法八百八十

三條ニ書イテアリマスルコト、本條

ニ規定シテ居ルコトガ決シテ抵觸スル

コトハナイノデアリマス、左様御承知

ヲ願ヒマス

○川口委員 サウハ參リマスマイ、此

法律ニ依ッテ其事業ヲ承繼スト斯ウアル以上ハ母タル者ハ當然此事業ヲ認メ

ナケレバナラヌヤウナ結果ニナルノデ

ハアリマセスカ

○井本政府委員 是ハ例ノアルコトデ

アリマシテ、權利義務ヲ承繼スルト云

フコト、營業ヲ直チニ之ヲ經營スルト

云フコトハ必ズシモ一致シナクトモ

差支ナイト思ヒマス、ソコデ此十三條、

又他ノ軌道法ニモアリマスガ、權利義

務ヲ承繼スルト云フコトハ相續ニ關ス

ル點ノミヲ規定シテ居ルノデアリマ

ス、隨テ營業ヲスルト云フコトハ勿論

他ノ法律ノ要件ヲ具備スルコトハ當然

必要デアルノデアリマス、左様御承知

ヲ願ヒマス

○川口委員 相續人ハ其事業ヲ承繼ス

トアリマス、單純ナ權利義務ヲ承繼ス

ルノナラバ問題ニハナリマセス、普通

ノ不動産或ハ動産ヲ承繼スルトカ、或

ハ義務ヲ負フト云フノハ民法ニ依ッテ

明カデアアル、事業ヲ承繼スルト云フコ

トハ此運輸事業ヲ營ムコトナノデス、

ソレガ此法律ニ依ッテ當然相續人ガ營

マナケレバナラヌト云フ理由ガ何處ニ

ニ重キヲ重イテ居リマスルガ、丁度地方鐵道法ニモアリマスル通り、地方鐵

道法ノ第十九條ノ第二項ニモアリマ

ス、ハ權利義務ト書イテアリマシテ、

コッチハ事業ト書イテアリマスルガ、

法律ノ趣旨ト云フモノハ權利義務ヲ承

繼スル、所謂相續人ガ事業ヲ承繼スル

ト云フ意味ハ先程申上ゲマシタ通りノ

意味ニ御解釋ヲ願ヒタイノデアリマス

○川口委員 此文ヲ普通解釋シタラ

唯單ニ權利義務ヲ承繼スルトハ私ハ

違フト思ヒマス、殊ニ御承知ノ通り運

輸事業ヲ營ムノハ公益ニ關スルコトデ

アリ、多數ノ人ヲ相手ニスルコトデア

ル、之ヲ唯單ニ承繼シテサウシテ其事

業ヲヤラナカタナラバ非常ニ公益ニ

反スルコトニナルノデスガ、未成年者

ガドウシテサウ云フ事ニナリマスカ

○井本政府委員 御解釋ノ點ハ先程申

上ゲル通りデアリマス、川口君ノ御心

配ニナルノハ御尤デアリマス、公益上

營業ヲシナケレバ困ルデヤナイカト云

フ御議論ハ御尤デアリマスガ、實際ニ

於キマシテハ未成年者デアリマスレバ

直チニ法定代理人ガ之ヲ執行スルノハ

承繼致シマシテ、其營業ヲ繼續スルコトガ出來ナイヤウナ場合ガアリマスルナラバ、此法律ノ十四條ノ四號ニ依リ然ルベキ方法ヲ執ルヤウニ出來テ居リマスカラ、御心配ノ點ハナイト考ヘテ居リマス

○川口委員 民法ノ六條ニ「一種又ハ數種ノ營業ヲ許サレタル未成年者ハ其營業ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス」其次ノ項ニ「其許可ヲ取消シ又ハ之ヲ制限スルコトヲ得」トアリマス、サウスルト此六條ニ依ッテ取消スコトモ出來ナイノデアリマスカ、制限スルコトモ出來ナイノデスカ

○井本政府委員 民法ノ結果デ已ムヲ得マセヌ、民法ノ適用ハ能力ニ關シテハ妨ゲナイノデス

○川口委員 サウスルト事業ヲ繼承スト言ッテ法律ニハッキリ書イテアルノデスガ、只今政府委員ノ御説明ニ依ルト取消スコトモ出來ル、制限モ出來ル、斯ウ云フコトデスカ

○井本政府委員 一般ニ能力ニ關スル問題ハ申上ゲルマデモナク民法ノ規定ニ依ッテ從フ方ガ當然デアリマス、鐵道交通事業法ハ公法上如何ニスルカト云フ取扱ニ關スル問題デアリマシテ、殊ニ十三條ノ相續人が事業ヲ承繼シテ見ルト、財産權ノ承繼ニ關スル問題ヲ決定シタニ過ギナイ、デアリマスカラ

民法ニ依ル所ノ效力ハ蓋シ已ムヲ得ナイ事ダラウト考ヘテ居リマス
○川口委員 只今財産權ノ繼承ト仰シヤルガ、ソレハ一體ドウ云フモノニ依ッテ財産權ト云フコトヲ仰シヤルノデスカ

○井本政府委員 此事業ヲ承繼スルト云フコトハ、申上ゲルマデモナク一般ニ行政處分ニ依ッテ營業ヲヤッテ居ル人が急ニ死亡ニ依ッテ其權利義務ガ悉ク無クナルト云フヤウナコトガアリマスルト、交通機關トシテ非常ニ公益ヲ害スル虞ガアル、故ニ是等ノ仕事ヲ承繼サセルト云フコトハ實際ノ取扱ノ上ニ於テ、非常ニ便利デアルカラ、本條ガ出來テ居ルノデアリマシテ、其意味ニ於テ相續シ得ル權利ヲ申上ゲタニ過ギナイノデアリマス

○川口委員 行政處分ニ依リ權利ヲ得タモノ、中ノ免許ニ依ッテ得タ權利、其場合ニ鐵道省デハ資本即チ財産ノミニ重キヲ置カレテ、免許ヲ受ケル人ノ人物、信用、年齢ト云フヤウナコトハ毫モ考慮サレナイノデアリマスカ

○丹羽政府委員 事業ヲ繼承シテ居リマススト云ヒマシタ意味ハ、新ラシイ免許ヲ要シナイデ仕事ヲ繼續シテヤレル、斯ウ云フ意味ノコトデアッタノデアリマス

○川口委員 私ノ御伺スルノハ、免許スル時ニ、例ヘバ資産トカ資本ト云フヤウナモノ、ミヲ考慮シテ、年齢トカ能力トカ信用ト云フコトハ毫モ考慮シナイデ、免許シ得ルカト云フコトヲ聽イテ居ルノデアリマス

○丹羽政府委員 免許ノ際ニハサウ云フモノヲ考慮シテ居ルノデアリマス、併シ相續ノ場合ニハ、兎ニ角交通機關ト云フモノガ、今マデノ事業者ノ死亡ト云フ事實ニ依ッテ仕事ガナクナルト云フコトハ、事業者ノ側カラ見マシテ非常ナ不便ガアリマスカラ、其際ニハ事業者ノ死亡ト云フ事實ニ依ッテ直チニ事業ガ消滅スルト云フコトノナイヤウナ方法ヲ執ルノガ適當デアラウト思ヒマス、ノミナラズ先程申上ゲタヤウニ事業者ガ事業ヲ繼承シタ者が、著シク不適任デアアル、詰リ事業ヲ繼續スルニ適シナイ場合ニハ、十四條デ更ニ處分ヲスルト云フコトデアリマスカラ、其場合ハ一ツノ例外ノ場合トシテ考慮スルノデアリマス

○川口委員 サウスルト一度事業者ガ承繼サセテ置イテ、若シ年齢トカ或ハ事業ニ差支ヘガアルト云フナラバ、或ハ期限ヲ附ケルトカ免許ヲ取消スト云フノデアリマスカ

○丹羽政府委員 サウデアリマス

○川口委員 同ジヤウナコトデアリマスガ、民法ノ八百八十六條ニ「親權ヲ行フ母カ未成年ノ子ニ代ハリテ左ニ掲ケタル行爲ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコトニ同意スルニハ、親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」トアリマス、其第一ニ「營業ヲ爲スコト」トアリマス、其點ニ付テドウデアリマセウカ、此法案ニ依ルト事業ヲ繼承スルト云フコトハ、當然營業ヲ爲スコトデアリマス、然ルニ民法ノ只今申上ゲタ八百八十六條ノ規定ニ依ルト、營業ヲ爲スニ付テハ親族會ヲ開イテ營業ヲシナケレバナラス、此點ハドウデアリマスカ、若シ親族會ガ同意ヲ與ヘナカッタナラバドウナリマスカ

○井本政府委員 是ハ民法ノ規定ノ關係デアリマスカラ、此事業ヲ承繼スルト云フ規定ガアリマスカラ、民法ニ關スル規定ヲ除外スルトハ言ヘマセヌ、之ニ基イテ能力ニ關スル判定ヲ致スノデアリマス、而シテ營業繼續ニ親族會ガ同意ヲシナケレバ、本法第十四條ニ依リマシテ、是ハ廢止スルノ已ムナキニ至ルデアラウト思ヒマス

○川口委員 同ジク民法ノ八百九十七條ノ「親權ヲ行フ父又ハ母ガ管理ノ失當ニ因リテ其子ノ財産ヲ危クシタルトキハ裁判所ハ子ノ親族又ハ檢事ノ請求ニ因リ其管理權ノ喪失ヲ宣告スルトヲ得」トアル、先程政府委員ノ御話デハ未成年者デアッテモ、同様法定

ノ代理人ガアルカラト云フ御答辯デア
リマシタガ、只今申上ゲタ八百九十七
條ノヤウナ場合ニハドウナリマスカ

○井本政府委員 是ハ法律ノ結論ハ同
様ニ歸著スルト考ヘテ居リマス、ヤハ
リ管理權ヲ失ヒマスレバ、財産管理ヲ
スル法定代理人ガ出來マスカラ、結論
ハ同一デアリマス

○川口委員 同ジク八百九十九條ニ親
權ヲ行フ母ハ財産ノ管理ヲ辭スルコト
ガ出來ルコトニナツテ居リマスガ、母
ガ法定代理人トシテ、辭シタ場合ニハ
ドウナリマスカ

○井本政府委員 ヤハリ是モ同ジコト
デアリマス、管理權ヲ母ガ辭シマスレ
バ、其點ニ付キマシテ、後見人ニ代ル
法定代理人ガ出來マス、結論ハヤハリ同
一デアリマス

○川口委員 同ジク民法ノ九百六十八
條ニ「胎兒ハ家着相續ニ付テハ既ニ生
マレタルモノト看做ス」此場合ハドウ
ナリマスカ

○井本政府委員 是ハ其相續人ノ資格
ノ規定デアリマシテ、生レタ時ニ相續
ノ效力ヲ發生スル場合ニ、遡ッテ相續
權ガアルト云フ意味デアリマス、即チ
民法ノ規定ヲ決シテ此法案ト云フモノ
ハ除外スル譯ニハ行カヌノデアリマ
ス、左様御承知ヲ願ヒマス

○川口委員 例ヘバ其場合ニ前戸主タ
ル者ガ死亡シテ、事實此事業ヲ營ムコ
トガ出來ナイ實情ニ陥ッテ、而モ其妻
タル者ハ受胎シテ居ル、其後ニ於テ出
生ガアルマデノ期間ハ誰ガ此事業ヲ繼
承シテ居ルノデスカ

○井本政府委員 サウ云ウ場合ニハ、
事務管理ニ依ッテヤル場合ガ多イカラ、
營業ニハ差支ナイト思ヒマス

○川口委員 「相續人ハ其事業ヲ承繼
ス」トアリマス、此條文ニ依ルト、當
然其日カラ、或ハ其翌日カラ、殆ド間
斷ナシニ繼承シナケレバナラスノデス
ガ、今胎内ニアル、ソレハ後ニハ相續
人ニナルデアリマセウガ、其間ノ事業
ハ極メテ公益上不都合ナモノニナリハ
シナイデアリマセウカ

○井本政府委員 サウ云フ問題ハ御承
知ノ通り胎兒モ相續ニ付テハ既ニ生マ
レタルモノト看做スノデアリマスガ、
實際生レナケレバマダ相續ノ效力ヲ發
生シナイノデアリマス、其間ドウスル
カト言ヒマスレバ、先程申上ゲマシタ
通り、適當ニ今マデ營業ニ實際當ッテ
居ッタ人ガ事務ノ管理ヲ繼續スルダラ
ウト思ヒマスガ、若シモソレガ不適當
デアリマスレバ、先程申上ゲマシタ第
十四條ノ第四號ニ依リマシテ、主務大
臣ハ適當ナル處置ヲ執ルノデアリマス
カラ御心配アルマイト思ヒマス

○川口委員 之ハ私思フニハ普通ノ動
產、不動産或ハ權利、義務、是ガヤハリ
家督相續ノ場合ニ、相續人ニ移ルト云
フヤウナ意味ニ解シテ居ラレルカラ、
斯ウ云フヤウナ條文ガ出來タノデハナ
イカト思ヒマス、即チ公益ニ關係アル
多數ノ人ニ利害關係ノアル事業デア
ルト云フコトガ、幾ラカ看過サレテ居
爲デハナイデセウカ、斯ウ云フ條文ハ
……或ハ先程財産ニ關スルト云フコト
ヲ仰シヤッタノデスカ、財産ニ關スル
ト云フコトハ、例ヘバ今日實際ニ於テ
ハ或ル權利ヲ免許ニ依ッテ得ル、是ハ、
幾ラカ財産ニ見ルコトガ出來ル、斯ウ
云フコトハ實際ニ於テアルノデスカ、
ソレガ權利ダ、即チ財産ニ見積ルコト
ガ出來ル權利ダ、財産ダト斯ウ見ル御
考ヘデスカ

○井本政府委員 サウ云フヤウニ狹ク
見ルノデアリマセス、普通ノ一般ノ
公益ニ資スルガ爲ニ、殊ニ相續人ニ事
業ヲ承繼サセルコトヲ規定シタノデア
リマス、普通デアリマスルナラバ、勿
論免許デアリマスルカラ、此規定ガナ
ケレバ一旦ハ中斷スルノデアリマス、
新ニ出願ヲ要スルノデアリマスガ、御
承知ノ通り自動車運輸事業ニ於キマシ
テハ、交通機關デアッテ、一般ノ人ノ利
便ト云フコトニ非常ニ重キヲ置クノデ
アリマスカラ、其不便ノナイヤウニト
云フノデ、ヤハリ相續人ヲシテ承繼セ

シムルコトハ、一日タリトモ其不便ヲ
感ゼシメナイト云フ意味ノ規定デアリ
マス、單ニ狹イ意味ノ動產、不動産ト
云フノミノ意味デナイト云フコトハ御
承知ヲ願ヒマス、其點ハ川口君ノ議論
ト差異ハナイト思フノデアリマス

○川口委員 同ジ民法ノ九百六十五條
ニ「家督相續ハ被相續人ノ住所ニ於テ
開始ス」トアル營業シテ居ル場所ト住
所ト違ッタ場合ハドウナリマスカ

○井本政府委員 其點ハ別ニ差支ヘナ
イト思ヒマス、何處デ開始サレマシテ
モ……

○川口委員 同ジ民法九百六十四條
ニ「家督相續ハ左ノ事由ニ因リテ開始
ス」其第三號ニ「女戸主ノ入夫婚姻又
ハ入夫ノ離婚」斯ウ云フ場合ニ相續ハ
開始サレルノデスカ、假ニ女戸主タル
モノガ此權利ヲ持ッテ居ッタ場合ニ、入
夫婚姻ヲシタ時ハ、當然其夫ニ權利ガ
移ラナケレバナラスト云フ理窟ガ何處
ニアリマスカ

○井本政府委員 十三條ノ規定ハサウ
云フ場合ハ含シテ居リマセス、死亡シ
タ時ニ限ルノデアリマス

○川口委員 同ジ民法ノ九百七十六
條ニ、被相續人ハ遺言ヲ以テ推定家督
相續人ヲ廢除スル意思表示ヲスルコト
ガ出來ル、其時ニハ遺言執行者ハ其遺
言ガ效力ヲ生ジタル後、遲滯ナク裁判

所ニ廢除ノ請求ヲ爲スコトヲ要スル、此場合ニ於テ廢除ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ遡テ效力ヲ生ズルコトニナツテ居ル、此場合ニ其裁判ノ確定スル迄ノ間ハドウナリマスカ

○井本政府委員 廢除ノ訴ヲ被ッテ居リマス間ハ、廢除ノ裁判ガ確定致シマスデハ、廢除スルヤ否ヤト云フコトハ未定デアリマス、實際ノ仕事ハ遺言ニ依ッテ廢除サレト云フ者ニ依ッテヤッテ行クベキデヤナイカト思ヒマス、廢除ノ訴ハ川口君ノ御承知ノ通り、裁判ガ確定シマセスケレバ決マリマセス、其間ハ相続人デナイト云フ譯ニモ行カズ、裁判ニ勝テバ相続人ニナル者デ、其間ハ實際ニ於テ被廢除者即チ遺言ニ依ル廢除未定ノ相続人ガ實際ニ於テ仕事ヲヤッテ居ル譯デヤナイカト思ヒマス

○川口委員 裁判ノ決定スルマデハ廢除サレル人ガ其事業ヲ繼承スルコトニナルノデスカ

○井本政府委員 繼承ト云フコトニハナリマセス

○川口委員 法定ノ相続人モナク、推定ノ相続人モナイ場合ニ、民法ノ九百八十五條ニ依ッテ親族會ヲ開イテ、被相続人ノ親族、家族、分家ノ戸主、又ハ分家ノ家族中カラ家督相続人ヲ選定スル、此場合ニ其間ハドウナリマスカタガ、サウデスカ

○井本政府委員 再三御同様ノ質問デアリマシテ、其決マルマデハ實際事業ニ當ッタ人ガ、或ハ事務管理其他ノ方法デヤッテ行カウト思ヒマス、若シモソレガ不適當デアレバ十五條ノ四項ニ依ル外ハナイト思フ

○川口委員 同ジヤウナ事デアリマシタガ、相続争ノ生ジタ場合ハドウナリマスカ

○井本政府委員 相続争ト云フノハ、大概實際起ル問題ハ相続人ガ二人アツテ、是ハ相続人デアルヤ否ヤト云フコトヲ争フノガ相続争デアル、相続人ガ何處ニ居ルカ分ラヌト云フ相続争ト云フモノハ開カナイノデアリマスガ、若シモ相続人ガアツテ争フト云フナラバ相続人ナリトスル人ガヤルノデヤナイカト思ヒマス

○川口委員 昨日ノ岡本君ノ御質問ニアッタノデアリマスガ、遺産相続ノ場合、分割シタ權利或ハ共有ノ權利ヲ御認ニナリマスカ

○井本政府委員 遺産相続ノ場合ハ民法ノ遺産相続ニ關スル規定ニ依ルノデアリマス

○岡本委員 關聯シテ質問致シマス、今政府委員ノ御答辯デハ本案ノ十三條三項ノ中ニ家督相続モ遺産相続モ共ニ這入ッテ居ルヤウナ御答辯ニ聽キマシタガ、サウデスカ

○井本政府委員 サウデス

○岡本委員 サウシマス鐵道當局ニ承リタイノデスガ、當初免許ヲ爲サル際ニ、別ニ株式會社ニモセズ、而モ名古屋、東京、大阪ト云フヤウニ、處ラ異ニシテ數人或ハ十數人カラ出願致シタ場合ニ、共有ト申シマスカ何ト申シマスカ、サウ云フ共同經營ヲ御免許ニナル御方針ガアリマスカ

○丹羽政府委員 ソレハ法律上カラ申シマスレバ別ニ差支ガ無イノデアリマス、共同シマシテ一ツノ事業ヲ營ムト云フコトヲ認メルト云フコトハ、實際云フコトヲ避クテハ居リマスガ、内部關係ガ面白クナイコトガ起ッタリスルコトヲ慮リマシテ成ベクサウ云フ場合ヲ排除シタイトハ思ヒマスケレドモ、併シ法律上イケナイト云フ理由ハ無イノデアリマス

○岡本委員 如何ニモ法案ニ斯様な場合ハ許サナイト云フコトガ無イヤウデスカラ、此法案カラ見レバ差支ナイデセウガ、私ハ實際上不便ガ起キタイケナイト思フ、又斯様なモノハ株式會社トカト云フモノニシタ方ガ寧ろ事業經營上便宜デアルト思ヒマス、法案ヲ見マスト所々ニ株式會社、株式會社ト云フ字ガ見エルノデアリマスガ、實際ニ於テ御免許ノ時ニハ無イトシタナラバ、相続ノ場合ダケニ是ガ出テ來ルト

云フヤウナコトデハ、何カ不便ガ出來ハシマイカト思フノデス、ソコデ私ガ御聽シタイノハ寧ろ此十三條ノ三項ハ死亡シタ場合ニハ相続人中カラ其事業ヲ承繼スル者ヲ定メルト云フ風ニ致シテ、遺産相続開始ノ場合ニ數人カアツテ、而モ住所ヲ異ニシテ居ル、尙ホ其中ニハ他人ノ妻ニナツテ居ル者ガ幾人モアル、無論家ヲ異ニシテ居ルト云フヤウナ者ガ澤山出マシタ時ニ、實際上ノ不便ヲ除ク爲ニ其相続人中カラ協定ヲサシテ其中ノ一人ヲ定メテ、ソレニ承繼ヲ許ス、斯様な御取扱ニシナイト實際ノ不便ガ起キハシナイカト思ヒマス、デスカラ斯様な場合ハ死亡シタナラバ一旦事業ト云フモノハ消滅スル、其自然人ガ死ンデ無クナルト共ニ、サウシテ後ハ新シク免許スルト云フヤウナ形ニナツテ來レバ其不便ガ除ケルト思ヒマス、又先刻川口君カラ御質問ニナツタ點モ皆サウ云フ點デ除ケテ宜カラウト思ヒマス、斯様な風ニテ爲サツタラ如何ト思フノデスガ、ドンナモノデスカ

○丹羽政府委員 此自然承繼ヲ規定シマシタ理由ハ、一刻モ事業ヲ休止シナイ、詰リ利用者ノ公益ト云フコトヲ考ヘマシテ規定シタノデアリマスカラ、本則ニ對シテハ例外ノ場合デアルト云フコトヲ御諒承ヲ願ヒタイノデス、サ

○井本政府委員 再三御同様ノ質問デアリマシテ、其決マルマデハ實際事業ニ當ッタ人ガ、或ハ事務管理其他ノ方法デヤッテ行カウト思ヒマス、若シモソレガ不適當デアレバ十五條ノ四項ニ依ル外ハナイト思フ

○川口委員 同ジヤウナ事デアリマシタガ、相続争ノ生ジタ場合ハドウナリマスカ

○井本政府委員 相続争ト云フノハ、大概實際起ル問題ハ相続人ガ二人アツテ、是ハ相続人デアルヤ否ヤト云フコトヲ争フノガ相続争デアル、相続人ガ何處ニ居ルカ分ラヌト云フ相続争ト云フモノハ開カナイノデアリマスガ、若シモ相続人ガアツテ争フト云フナラバ相続人ナリトスル人ガヤルノデヤナイカト思ヒマス

○川口委員 昨日ノ岡本君ノ御質問ニアッタノデアリマスガ、遺産相続ノ場合、分割シタ權利或ハ共有ノ權利ヲ御認ニナリマスカ

○井本政府委員 遺産相続ノ場合ハ民法ノ遺産相続ニ關スル規定ニ依ルノデアリマス

○岡本委員 關聯シテ質問致シマス、今政府委員ノ御答辯デハ本案ノ十三條三項ノ中ニ家督相続モ遺産相続モ共ニ這入ッテ居ルヤウナ御答辯ニ聽キマシタガ、サウデスカ

ウ致シマシテ今ノヤウナ數人ガ住所ヲ異ニシテ共有スルト云フ場合ニハ、成程一時甚ダ不便デアリマセウガ、其後ニ於テ自ラ名義變更スルナリ、適當ナル者ヲ經營ノ任ニ移スト云フコトニナレバ、事業ハ其間ニ停頓ナクシテヤッテ行ケルコトニナルノデアリマスカラ、其方ガ寧ロ一旦切レテ後ニ優先免許ヲ與ヘルト云フ手續ヲ履ムヨリモ却テ便利デハナイカト思ヒマス

○岡本委員 私ガ考ヘマスト、却テ不便ガアリハシナイカト思ヒマス、遺産相續ニ兄弟ガ多勢アリ、男モ女モアッテ混雜スルト、誰ガ主デアル分ラヌ者ガ出ル、遺産相續ヲ開始シテ、之ヲ承繼シタト云フコトニナレバ、公益事業デ折角扱ッテ居ル者ガ中絶スルコトニナリハシナイカト思ヒマスカラ、却テ不便デハナイカ、ソレハ差支アリマセヌカ

○井本政府委員 遺産相續人ガ數人アル場合ニハ、非常ニ不便デハナイカト云フコトデアリマスガ、御存ジノ通り、管理ノ行爲ハドナタデモ出來マス、デアアルカラ其中ノ一人デヤッテモ差支ナイノデ、サウ御心配ナサル程ノ不便ハナイカト思ヒマス

○川口委員 只今管理ノ行爲ハ簡單ニ出來ルト云フコトヲ言ハレマスガ、是ダケノ特ニ免許ヲ得テ營ンデ居ル公益事業ガ、サウ單純ニハ出來ナイト思ヒマス、此法文ノ精神ハ分ッテ居ルガ、ド

ウモ穩カデナイヤウナ文字ノ使ヒ方デハナイカト思ヒマス
ソレカラ更ニ御尋致シマスガ、ヤハリ民法千十七條ニ「相續人ハ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三箇月内ニ單純若クハ限定ノ承認又ハ拋棄ヲ爲スコトヲ要ス」トアリマス、斯ウ云フ條文ト、當然相續人ハ事業ヲ繼承スルト云フ言葉ハドウ云フ風ニナリマスカ

○井本政府委員 川口君ノ御熱心ナル御質問デアリマスガ、民法ノ私權ニ關スル取扱規定ト決シテ矛盾スルモノデハナイト考ヘテ居リマス、隨テ先程來ノ私ノ答辯デ大體盡シテ居ルト思ヒマ

ス
○川口委員 更ニ御尋致シマスガ、此事業ヲ一ツノ權利ト御覽ニナッテ、其權利ノ中ニハ或ハ專用道路モアリ、或ハ建物モアリ、自動車モアル、ソレカラ其免許ニ依ッテ得タル俗ニ謂フ權利——財産ニ見積ルコトノ出來ルモノガアリマスガ、サウ云ッタモノハ、民法ノ千五十一條ノ「相續人アルコト分明ナラサルトキハ相續財産ハ之ヲ法人ト

ス」此條文トノ關係ハドウナリマスカ
○井本政府委員 御存ジノ通り民法ノ相續人曠缺ニ關スル規定ハ申上ゲルマ

デモナク、私權ニ關スル問題デアリマス、公法上ノ權利ヲ除クノ外、此千五十一條ノ規定ニ依ルノガ當然ト思ヒマス——相續人曠缺ノ場合ニハ……
○川口委員 サウスルト、相續人ガナ

カッタ場合ニハ、今マデノ財産ハ國庫ニ歸屬スルト云フ規定ガアリマスカ、サウナリマスカ
○井本政府委員 相續人曠缺ノ場合ニ於キマシテハ、勿論私權ニ關スル場合ハ民法ノ規定ニ依ルノデアリマス、而シテ此自動車運輸事業ニ付キマシテハ、申スマデモナクソレガ甚ダ不當デアルト云フヤウナ場合ニハ、十四條第四號ニモアリマスガ、決シテ一般ノモノニ迷惑ヲ掛ケルヤウナコトナク、適當ニ監督シ、處理シ得ルモノト考ヘテ居リマス

○川口委員 相續財産ノ中デ動產不動產ノヤウナモノハ殆ド問題ニナラヌガ、免許ヲ受ケタノハ一種ノ營業ノ權利トシテ、御承知ノ通り財産ニ見積ルコトガ出來ルノデアアル、是ガヤハリ國庫ニ歸屬スルト云フヤウナ場合、同ジ路線デ營業ヲ營ム者ニ對シテ其權利ヲ國庫ハ賣ルコトガ出來マスカ、單純ナ

免許デナク權利トシテ認メテ國庫ニ歸屬シタモノデアアルカラ、五萬圓ナリ十萬圓ナリニ賣ルコトガ出來マスカ
○井本政府委員 是ハ民法ノ相續財産

ニ關スル規定デアリマスルガ、相續人曠缺ノ場合ニ於テ國庫ニ歸屬スベキ財産ト云フノハ、斯ウ云フ無形ナ權利等ガ果シテ國庫ニ歸屬スルヤ否ヤト云フコトハ疑問デアリマスルガ、此民法ノ趣旨ニ顧ミマスト、私權ニ非ザル無形ノ權利ト云フモノハ國庫ニ歸屬スベキ筋合デヤナイト思ヒマス

○川口委員 動產不動產ガ國庫ニ歸屬スル場合ハ有リ得ルコトデス、免許ニ依ッテ得タル權利、多クノ場合ニハ是ハヤハリ財産ニ見積ルコトガ出來ルモノデアアル、權利トシテハソレヲモヤハリ國庫ニ歸屬スルコトニナル、サウスルト鐵道省ハ其路線ヲ有償ニ五萬圓ナリ十萬圓ナリニ賣ルノデスカ、ソレトモ賣ラナイデヤハリ無償デ免許ニナルノデスカ

○井本政府委員 斯ノ如キ免許ノ權利ヲ民法ノ相續人曠缺ノ中ノ權利ニ包含スルヤ否ヤト云フコトハ、疑問デアリマスケレドモ、免許ノ權利ガ五萬圓ナリ十萬圓ナリニ賣レルト云フコトハ、財産權トシテ賣レルモノデアアルカドウカト云フコトヲ考ヘナケレバナラス、唯此際取扱ヲ致シテ居ルニ過ギナイト云フコトデアアル、免許權ト云フノハ處分ニ依ル權利デアリマシテ、必ズシモ是ガ民法ノ私權ト同一デアルトハ言ヘナイ、故ニ民法ノ私權ヲ基礎トスル所

ノ財産權トシテ國庫ニ歸屬スル性質ノ中ニ包含スベキモノデハナイト思ヒマス

○川口委員 只今申上ダタ相續人曠缺ノ場合デスガ、其次ノ條、千五十二條ニ「前條ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ相續財産ノ管理人ヲ選任スルコトヲ要ス」トアリマス、是ハ此管理人ト云フノハ財團ヲ同ジウシタ管理人トハ勿論違フ、斯ウ言ッタヤウナモノハヤハリ營業ヲスル、サウスルト云フト其關係ハドウナリマスカ

○井本政府委員 千五十二條ノ財産管理人ヲ選任スル場合ニ、自動車運輸事業ヲスル權利ハドウスルカト云フ御質問デアリマスカ——是ハ此場合ニ財産管理人ヲ選任致シマシテモ、此財産管理人ノヤルコトガ不適當ト見マスレバ、勿論第十四條ノ第四號ニ依リマスカラ、ドウシテモ民法ノ規定ニ依ッテ繼續サセナケレバナラスト云フ結論ハ出テ來ナイ、隨テ此條文ノ運用ニ依リマシテ相續トノ關係モ、サウ御心配ニナル程不都合ヲ生ゼズシテ、圓滿ニ此事業法ノ遂行ガ出來ルモノト考ヘテ居リマスカラ、此點ハ色々御疑問モアリマセウガ、此條文ニ依リマシテ、實際ノ運用ニ於キマシテハ何等差支ナク進行シ得ルモノト考ヘテ居リマス

○川口委員 民法ノ千百三十條、「法定家督相續人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相續人ノ財産ノ半額ヲ受ク」此場合ニ本案ニ依ル相續人ハ事業ヲ繼承スル、斯ウ云フコトニナツテ居ル、此處デハ一ツノ喰違ガ生ズルヤウナ場合ガアッタラドウスルカ、ト云フノハ例ヘバ全財産ノ八割ト云フヤウナ場合ヲ遺言ニ依ッテ遺留分ニ觸レテ處分シタ場合、サウナルトヤハリ權利ヲ繼承スル者ハ、先程岡本君モ遺產相續ノ場合ヲ考慮サレタノデスガ、サウデナクテモヤハリ分割サレルコトニナルト思ヒマスカ、權利ノ主體ガ二人ニモ三人ニモナル場合ガアル

○井本政府委員 是ハ少シク杞憂ニ過ギハセスカト思フノデアリマス、一種ノ免許デアリマスカラ、免許ノ半分ノ遺留分デヤルト云フコトハアルマイト思ヒマスガ、アリマシテモ、先程岡本君ニ申上ダマシタ通り、遺留分ノ規定ハ大分色々複雑シテムヅカシイノデアリマスガ、サウ云フ不都合ヲ生ジマシタ場合ニ於キマシテハ、ヤハリ資産狀況ノ不良デアルトカ、其他事業ヲ繼續スルニ不適當ト見マシテ、主務大臣ハ適當ノ處分ヲスル、隨テ實際ニ於キマシテハ、サウ云フ結果ヲ生ジナイノデアリマス

○松本委員 内務省ノ方ニ自動車ノ税ノコトヲ少シ御伺シタイノデスガ、此戴イタ調べデゴザイマスガ、第一頁ノ秋田縣ノハ間違デヤアリマスマイカ、自家用ガ一馬力五圓デ、營業用ガ一馬力二十五圓ト云フ計算ニナツテ居リマスガ……

○岡田政府委員 秋田ノハ自家用ガ一馬力五圓デ營業用ノ方ガ一馬力二圓五十錢、點ノ打チ所ガ間違ヒマシタ、御訂正ヲ願ヒマス

○松本委員 引續イテ伺ヒマスガ、内務省ノ當局ハ此自動車税ト云フモノヲ雜種税ノ中ノ所謂奢侈的物件税ト御認デアリマセウカ

○岡田政府委員 學問ノ上カラ言ヒマシタナラバ、色々議論ガアルモノト思ヒマス、ソレカラ又自動車ノ中ニモ自家用モアリ、營業用モアリマシテ、自家用ノモノナドニ付キマシテハ、此税ヲ奢侈的ナ性質ヲ持ッテ居ルト云フヤウニ見ル人モアルヤウデアリマス、營業用等ニ付キマシテハ、今日之ヲ奢侈的ノ税ダト云フヤウナコトヲ言フコトハ、少シ困難デナイカト思ッテ居リマス

ト云フ風ナ見方デ、自動車税ヲ見テ戴キタイト云フコトヲ御願致スノデアリマス、此本日戴イタ御調べニ依ッテ各地方ノ税率ヲ見ルト、隨分違ッテ居リマス、府縣稅ニ付テ見レバ、先ヅ五人乘位ヲ標準トシテ見テ、東京府稅ガ一番安クテ二十一圓、一番高イノガ奈良縣デ七十五圓、隨分其間ニ課稅ノ率ガ違ッテ居リマス、之ヲ内務當局ニ於テ何カ最高標準デモ御決メニナツテ、或ル程度ニ御制限ニナルコトガ、相當デハナカラウカ、私ノ只今申上ダタノハ營業用ノ自動車デアリマス、營業用ノ自動車ニ付テ或縣ト或縣トデハ三倍モ違ッテ居ル、四倍ニモ達スルヤウナ有様ダト云フヤウナコトデハ、隨分營業者トシテモ困難ナコトモアリマスレバ、色々ナ支障ガ生ジテ來ルダラウト思ヒマス、或ル程度ニ之ニ標準ヲ御決メニナル御意向ハアリマスマイカ

○岡田政府委員 雜種稅全體ノコトニ付テ申上ダマス、雜種稅ハ今日ノ課稅標準ノ取り方カラ、課稅方法、稅率等モ大體府縣ニ委セテ居リマス、餘リ法律規則ヲ以テ之ヲ拘束シテ居ラナイノデアリマス、其結果トシマシテ、只今御指摘ニナリマシタヤウニ、自動車稅ニ付キマシテモ、安イモノモアリ高イモノモアリ、非常ニ區々ニナツテ居リマスガ、之ヲ統一スルガ善イカ惡

ト云フモノハ、所謂奢侈的物件デナイ

イカト云フヤウナ御議論ハ色々アルト
思ヒマス、大體ニ於キマシテ、各地方
團體ノ實際ノ課率ガ、統一のニ行カナ
イコトハ御承知ノ通りデアリマス、財
政状態ニ依リマシテ重イ所モアルシ輕
イ所モアリマス、之ヲ何カ制限スルト
スレバ最高額ト云フ問題ニ歸著スルノ
デハナイカト思ヒマス、其雜種稅ノ中
ニモ色々沿革のモノガアリマシテ、
最高額ヲ押ヘテ居ルヤウナモノモ、行
政ノ運用上現在ニ於テモナイコトハナ
イノデアリマス、電柱稅ノヤウナモノ
ニ付キマシテハ、市町村ハドノ程度マ
デヲ課スルヤウニシテ欲シイ、是ハ法
律の効力ヲ持ッテ居ラヌモノデアリ
マスカラ、或場合ニ於キマシテハ今
日ハ効力ガ少シ薄イ點ガアルノデアリ
マスケレドモ、兎ニ角サウ云フヤウナ
扱ニナッテ居リマシテ、大體今日ノ所
ハ其目的ヲ達シテ居リマス、詰リ御話
ノ點ハサウ云フヤウナ標準ヲキメル考
ハナイカト云フヤウナ御尋ノヤウニ思
ヒマスガ、是ハ自動車ニ付キマシテハ
車稅ノ一種トナッテ居リマシテ、車稅
ヲ色々見マスト云フト、ドレヲ見マシ
テモ重イ所ト輕イ所ト比較シマスト、
其程度ニ隔リガアルヤウデアリマス、
其外ニ車稅以外ノモノ、稅ニ致シマシ
テモ、或ハ各種ノ雜種稅ニ付キマシテ
モ、或ル程度ノ隔リガ皆アルノデアリ
マシテ、唯自動車稅ト云フヤウナ近來
非常ニ發達シマシテ、其稅額ノ上カラ
行キマシテモ相當ノ金額ニ上ッテ居リ
マスノデ、問題ガ多少外ノモノトハ違
フト考ヘラレルケレドモ、實ハ最高額
ヲ置クト云フヤウナコトニ付キマシテ
ハ、容易ニ其標準ヲ見出スコトガ困難
デハナイカト思ッテ居リマス、殊ニ最
高率ヲ此際設ケルト致シマスト云フ
ト、寧ロ一般的ニ其程度マデハ是認サ
レタモノ、ヤウニ考ヘラレマシテ、今
日低イ縣ナドハ其程度マデドシ／＼上
ゲテ行クト云フヤウナ弊害ガ一面ニ於
テ出來ルコトモ、從來ノ例カラ見マス
ト想像ニ難クナイノデアリマス、若シ
此制限ヲ設ケルトシテ適當ナ方法ガ發
見致サレ、バ、サウ云フコトニ付キマ
シテ考フルコトガ出來ルト思ヒマス
ガ、私共只今ノ考トシマシテハ、ドウ
云フ所ニソレヲ求メルカ、又擔稅力ト
云フモノヲ押ヘレバ宜イノデアリマス
ケレドモ、非常ニソレハ押ヘ難イデヤ
ナイカト云フヤウナ感ジテ持ッテ居ル
ノデアリマシテ、何カ良イ案デモアリ
マスレバ、將來ノ爲ニ好都合デアルト
思ヒマス

○松本委員 各年度ノ稅收ノ額ヲ各府
縣ニ依ッテ拜見シマスト、餘リ多クノ
稅額ヲ自動車ニ依ッテ舉ゲテ居ル所ハ
ナイヤウデアリマス、東京府ガ一番多
クナッテ百十四萬デアリマス、此各府
縣ノ舉ゲテ居ル稅收額ヲ各府縣ノ雜種
稅、其他ノ稅種額ニ較ブレバ、極ク僅
カデアリマス、自動車ハ將來益増加
スベキ趨勢ニアリマス、今日此自動車
ノ稅收額ガ、他ノ稅收額ニ比シテ割合
ニ小サイ時ニ之ヲ押ヘナケレバナラ
ヌ、將來此自動車ガ益發展シテ、縣ノ
自動車ニ依ル稅收額ガ非常ニ多クニナ
ッテカラ其比率ヲ押ヘルト云フコトハ、
非常ナ困難ナコトニナラウト思ヒマ
ス、ソレ故ニ今日ニ於テ或程度ニ押ヘ
ルコトガ必要デアル、又其押ヘルコト
ハ隨分御困難ダラウト云フ御話デアリ
マスガ、先ヅ第一ニ私モ能ク存ジマセ
スガ、書物ナドヲ拜見スルト、自動車
稅ハ內務大臣ヨリ大藏大臣ノ許可ヲ受
ケテ各府縣ニ賦課スル、雜種稅ノ部ニ
入ッテ居ルヤウデアリマスカラ、少ク
トモ今日ノ程度ヨリ之ヲ増徴シナイト
云フコトノ御決定カ、御訓示カ、御内
示ヲ願ヘレバ、今日ヨリ増率シナイト
云フコトダケデモ自動車業者ニ取ッテ
ハ大ナル利益ダラウト思フノデアリマ
スガ、如何ナモノデゴザイマセウ

○岡田政府委員 車稅ハ實ハ今御話ガ
アリマシタガ、府縣ニ任サレテ居リマ
シテ、十七條ニ依リマシテハ當然ヤ
ッテ宜シイト云フコトニナッテ居ルノデ
アリマス、隨テ其課稅方法ニ付キマシ
テモ、課率ニ付キマシテモ、府縣ガ思
ヒ思ヒニヤッテ居ルヤウナ態デアリマ
ス、併ナガラ政府ノ方針トシテモ、近
年車稅ガ非常ニ増スコトハ交通ノ發達
ヲ妨ゲル虞モアリマスノデ、面白クナ
イト考ヘマシテ、一般ニ車稅ニ付キマ
シテハ成ベク餘裕ノ財源ヲ輕減スルヤ
ウニト云フコトヲ通牒致シテ、其結果
トシマシテ稅額ハ近年大分殖エテ居リ
マスケレドモ、課率カラ見マスト云フ
ト近年下ゲテ來タモノガ大分多イヤウ
デアリマス、ソレカラ此稅額ハ將來大
ニ發達スル性質ヲ持ッテ居ルヤウデア
ルカラ、今日豫メソレ等ニ適當ナル統
制ヲ加ヘルコトガ必要デヤナイカト云
フコトハ、非常ニ御尤ナ御意見ト私共
ハ拜承致シマス

○松本委員 自動車稅ハ車稅ノ中ニ入
ルノデアリマスカ、地方稅制ノ大家デ
アル田中貢太郎君ノ稅制ニ對スル御意
見カラ見ルト云フト、自動車稅ハ車稅
ノ中ニ入ラナイヤウニナッテ居リマス
ガ、如何デゴザイマセウ

○岡田政府委員 車稅ノ一種ト考ヘテ
居リマス

○松本委員 今日私ノ知ッテ居ル所デ
ハ少クトモ車稅ハ荷車稅ニシテモ、人
力車稅ニシテモ之ヲ廢止スル所ガ多イ
ヤウデアリマスガ、段々下ッテ來マス、
之ニ反シテ自動車稅ハ寧ロ上ッテ居ル

所が多イデヤナイカ、府縣稅ハ上ラナクテモ市町村稅ガ上ッテ居ル所ガ多イデヤナイカト云フヤウナ感ジラ致シテ居リマス、ソコデ私共少クトモ今日ヨリモ上ゲナイ方ガ宜イト云フ位ノ一ツ此處デ御訓示カ、法律上ノ效力ガナクテモ各自治團體ヲシテ遵守サセル一ツノ標準デモ御示シ下サツタ方ガ、自動車業者ノ發達ノ爲ニ適當デヤナカラウカト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマス、其點ニ付テハ、併シ政府ノ方デモ相當御考ガアルヤウデアリマスカラ、其程度ニ止メテ置キマスガ、唯茲ニ伺ヒタイノハ、公營ノ自動車業ト、民營ノ自動車業トノ關係デアリマス、申スマデモナク公營ノ自動車業ハ一切ノ課稅ヲ負擔致シマセヌ、然ルニ民營ノモノハ之ヲ負擔シナケレバナラスト云フコトニ非常ナ困難ナコトガアリマス、今日大都市デハ公營ノ乗合自動車ガ動イテ居リマス、之ニ對立シテ民營ノ自動車ガアリマス、公營ノ自動車ハ一切ノ課稅ヲ免レテ居ル、然ルニ民營ノモノハ課稅ヲ背負ハサレル、六大都市デ見テモ一番高イ稅金ヲ課ケテ居ルノハ大阪デ、府稅ト市稅ヲ入レ、バ普通ノモノヲ標準ニシテ二百六圓位ノ稅金ヲ背負ッテ居リマス、ソレニ次イデハ名古屋市デ、百七十三圓五十錢ノヤウナ稅金ヲ背負ッテ居リマス、斯ウ云フ稅金ヲ民營ノモノニ背負ハセナガラ、一方ニ公營ノ自動車ガ動イテ居ル、殊ニ私營自動車ノ運轉ニ付テハ多年ノ懸案デス

○丹羽政府委員 御意見ハ諒承致シマシタ、何レ是等ニ付キマシテハ鐵道省一存デ決定ノ出來ナイ事項デアリマスカラ、關係當局ト協議ヲ致シマシテ、此方針ニ從ッテ善處スル積リデアリマス

○松本委員 鐵道ノ當局ニハッキリ承ッテ置キタイコトハ、何レ此法律ガ施行サレルコトニナリマスレバ、自動車ノ免許ハ鐵道省ガ御取扱ニナルノデスガ、今日各府縣ニ隨分澤山ノ出願ガアラウト思ヒマス、其中ニハ未處分ノモノガ多數アル筈デアリマス、此法律ノ施行ノ時ニハ今日府縣ニ溜ッテ居ル未處分ノモノハ如何ナル御取扱ヲ爲サルカト云フ、其決定ヲハッキリ承ッテ置キタイ

○丹羽政府委員 ソレハ此法律ノ施行法ノ中ニ適當ニ規定致ス積リデ居リマス、今私ノ考ヘテ居ル所デハ、特ニ却下シテ新シク免許ノ手續ヲ履マセルト云フヤウナコトヲ致シマセヌデ、其儘デ出來ルダケ詮議ヲ進メタイト思ヒマス、但シ其書類ハ此法律施行後ニ於テハ隨分不備ナ點ガ出テ來ル譯デス、例ヘバ所要ノモノガ書イテナイトカ、色々形式ノ上ニ於テ不備ナ點ガゴザイマセウカラ、ソレ等ハ適宜其際修正ヲスルトカ、或ハ追加スルト云フ方式ヲ取ッテ進行サセタイト思ヒマス、サウ云フ風ニ思ッテ居リマス

○松本委員 諒解致シマシタ

○古屋委員長 奥山君

○奥山委員 私ノ質問スルノハ自動車ノ監督ニ付テハ、先達來カラ地方廳ノ自動車ノ監督ニ付テ色々皆様カラ質問ガ出マシタガ、私モ警察ノ方ニ監督ヲサセズニ、内務部ノ方ニ監督ヲシテ貫ヒタイト云フノガ私ノ質問ノ骨子デス、地方廳ノ方デハ監督ヲ警察ノ方デヤルト、機械ノ技術者ガ警察ノ方ニハ澤山居ルガ爲ニ、斯ウ云フコトガ起ルノデハナイカト思フ、併シ今日ノヤウニ自動車ガ澤山ニナツタ場合ニハ、警察部ニ於テハ道路ノ監督ト云フコトガ主タルモノデナイカト思ヒマス、サウシテ見ルト内務部ニ於テ警察ノ方ノ技術者ヲ兼務サシテ置ケバ差支ナイ、何故私ガ斯ウ云フコトヲ言フカト云フト、私ハ新潟ニ居ッテ新潟ト山形縣ノ外ハ知リマセヌガ、警察部ノ監督ニシテ置クト、第一露骨ニ言フト只乗ヲスルノハ警察ノ巡查デアッテ、内務部ノ者ハ一人モ只乗ヲスル者ハナイ、コ、等カラ見テモ、亦私共ガ現在見聞スル所カラ言ッテモ、權利ヲ取ッテ居ル營業者

ガ、自分ノ車ヲ通サナイカラト云ツテ、

他人ニ譲ルト稱シテ、二千圓カ三千圓
デ車ヲ造ッテ局部營業ヲスル、ソレモ
自分ノ譲ッタル路線ノミナラズ、其範圍
ヲ侵シテ居ルト云フ二三ノ實例ヲ知ッ

テ居ル、何故斯ウ云フ風ニナルカト云
フト、警察ノ巡查、署長ハ地方ノ縣會
議員、代議士ノ機嫌ヲ取ツテヤカマシ
ク言フカラト云フノデ皆默認スル、是

ハ私ガ言ハナクトモ各委員ノ意向ヲ聞
イテモ、サウ云フ弊害ガ各地方ニ在
ル、私モ現在其弊害ノアルコトヲ見テ
居リマス、殊ニ近頃ハ政治ノ淨化ト云

フコトガ各代議士カラ唱ヘラレテ居ル
ガ、此政治ノ淨化カラ言フモ監督ヲ
嚴重ニシテ貰ヒタイ、就キマシテハ警

察ノ方ニ監督ヲサセナイト云フコトニ
付テ、鐵道省ノ方デハ直接關係ノナイ
コトデモ、鐵道省ニハ其局部々々ニ付
テ讓渡ヲスルト云フコトヲ出シテ居ル

者ガアル、サウ云フ局部的ノモノハ許
可ヲシナイヤウニシテ貰ヒタイ、要ス
ルニ各委員ガ同ジ意見デアッタナラバ、

此法案ノ成否ニ關セズ自動車ノ監督權
ハ内務部ニ移スヤウニ、鐵道省初メ内
務省ノ方カラ地方長官ニ向ッテ嚴重ニ
適當ノ方法ヲ以テ命令マデバナクト
モ、注意カ訓示ノヤウナモノヲ出シテ
貰ヒタイト考ヘテ居リマスガ、是等ニ
付テハ出來ルカ、或ハヤリ得ナイモノ

カ、如何ナモノデスカ

○丹羽政府委員 内務省ノ仕事ノ組織
ニ關係スルコトデゴザイマスカラ、昨
日モ御答致シマシタカト存ジマスガ、

鐵道ダケデドウスルト云フコトハ直チ
ニ決定スルコトハ穩當ヲ缺クト思ヒマ
ス、何レ地方長官ノ權限或ハ庶務規程

ト云フヤウナモノ、改廢ニ關スル問題
ハ、内務省ガ一般的ニ御決メニナッテ
居ルダラウト思ヒマス、ソレヲ御趣旨

ニ副フヤウニ出來ルカ出來ナイカト云
フコトハ、兩省能ク協議ヲ致シマシテ
カラ致シタイト思ヒマス

○奥山委員 鐵道省ノ方デハ警察ノ方
デ現在監督シテ居ッテ、弊害ガアルト
云フコトヲ聞イテ居リマセスカ

○丹羽政府委員 特ニ警察デヤッテ居
ルカライカスト云フヤウナコトハ、私
ハ少クトモ耳ニ致シマセス、或ハ扱フ

方デサウ云フコトガアルカモ知レマセ
ス、又縣廳ヲ經由スルカラ云々ト云フ
コトヲ聞キマスガ、是ハ人ニ依ルコト
デモアリマセウシ、致方ガナイト思ヒ
マス、特ニ警察デヤッテ居ルカライカ
スト云フヤウナコトハ、餘リ聞イテ居
リマセス

是ハ内閣デモ更ルト他ノ政黨ガスルカ
ラ、結局極クイケナイコトデアル、是
ハ是非一ツ鐵道省ノ方カラモ一ツ内務

省ニ話ヲ願ッテ、地方長官ニ十分注意
ヲ與ヘルヤウニ御願致シタイト思ヒマ
ス、私ハソレダケデス

○川島委員 委員會ノ冒頭ニ御願シタ
ノデアリマスケレドモ、現在自動車道
路ノ免許ヲ受ケテ營業シテ居ル者ノ調

査ト、免許ヲ受ケテ尙ホ營業ヲ開始シ
ナイモノ、調査ヲ頂戴シテ居リマセ
スカラ、之ヲ至急御出シヲ願ヒタイト
思ヒマス

○丹羽政府委員 直グニ出來ルサウデ
アリマスカラ、後刻差上ゲマス

○川島委員 私ハ條文ニ付テ二三御尋
シタイノデスガ、第十二條ヲ見マス
ト「自動車運輸事業ハ主務大臣ノ許可ヲ

受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ
一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得
ズ」ト規定シテアリマシテ、更ニ十五

條ヲ見マス「左ノ場合ニ於テハ自動
車運輸事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失
フ」トアリ、其第六項ニハ「事業ノ廢
止ノ許可ヲ受ケタルトキ」トアリマス、
詰リ十五條ノ規定ニ依リマシテ事業ノ
廢止ノ許可ヲ受ケタルトキハ、自動車
運輸事業經營ノ免許ハ其效力ヲ失フノ
デアリマス、更ニ十五條ノ七項ヲ見ル
ト「事業ヲ營ム會社解散シタルトキ」

ト云フ條項ガアリマス、是ハ如何ナル
場合ニ斯様な條項ニ當嵌マルノデアリ
マスガ、一寸想像ガ付カヌノデアリマ
ス

○丹羽政府委員 十五條ノ七項ノ「事
業ヲ營ム會社解散シタルトキ」ト云フ
ノハ、解散ノ手續ヲ要スル場合モ、要

シナイ場合モアリマスガ、兎ニ角解散
シタルト云フ事實ヲ指シタノデアリマ
ス、解散ノ決議ハ主務大臣ノ許可ガ要

リマスガ、株主ガ七人以下ニナッタ場
合ニハ自然ニ解散スルコトモアル、即
チ決議ヲ要シナイ、或ハ總社員ノ同意

ヲ要シナイデ解散スル場合モアルト思
ヒマス、自動車事業ノ全部又ハ一部ヲ
休止シ又ハ廢止スル場合ニハ、主務大

臣ノ許可ガ要ルノデアリマス、主務大
臣ノ許可ヲ受ケナイ中ハ自動車事業ノ
廢止、休止ガ出來ナイノハ十二條ノ規
定ニ依ッテ明カデアリマス

○川島委員 所ガ十五條ノ六項、七項
ヲ見マス、既ニ會社ガ解散シテモ尙
ホ自動車運輸事業ヲ營ミ得ル場合ガ想

像サレマスガ、左様デアリマスガ、若
シサウデナケレバ七項ハ要ラヌト思
フ、第六項ノ「事業ノ廢止ノ許可ヲ受
ケタルトキ」ソレデ足リルノデアリマ
セスカ

○丹羽政府委員 先程モ申シマシタヤ
ウニ、解散ノ決議ヲ要シナイデ解散ス

ルト云フノハ、自然人ガ死亡シタ場合ニハ相續ニ依ッテ繼承ガ出來ルノデアリマスガ、會社ノ解散ハ相續人ト云フノデアリマセヌカラ、認可ナリ許可ナリヲ俟ツマデモナク、自然ニ消滅スルト云フヨリ仕方ガナイト思ヒマス

○川島委員 サウスルト會社ガ解散シタ場合ニハ十二條ノ許可ヲ受ケナイデモ自然ニ廢スル、斯ウナッテ宜シイノデスカ

○丹羽政府委員 サウデアリマス

○川島委員 サウナルト會社ノ解散ノ爲ニ公衆ノ便益ヲ阻碍スルト云フコトガ起リハセヌカ、何故ニ十二條ヲ設ケタカト云ヘバ、是ハ公衆ノ便益ノ爲ニ設ケタノデアアル、即チ營業者ガ勝手ニ解散シタ爲ニ運輸事業ノ廢止、中止ヲスル、其爲ニ公衆ノ便益ガ非常ニ阻碍サレルヤウナコトノナイヤウニ十二條ノ規定ガアルト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○丹羽政府委員 十二條ノ場合ハ本人ノ意思ニ依ッテ廢メル場合デアリマス會社ノ解散ハ此ノ外ニ自然ニ生ズル場合ガアルト思ヒマス

十三條ノ四項ニハ「自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ」トアリマシテ、會社ノ決議若クハ總社員ノ同意ト

云フ、自分ノ意思ニ依ッテヤル場合ニハ認可ヲ要シ、自由ニハ許サナイト云フノデアリマス

○川島委員 會社ガ解散シタ時ニハ當然效力ヲ失フト云フコトデアレバ、私ガ先程質問シタヤウニ十二條ノ規定ニ依ル「主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ス」ト云フ規定ハ、公益ノ爲ニ出來テ居ルモノトスレバ、ソレト牴觸スルト思ヒマスノデ、十五條ノ第七項ハ無クテモ宜イト思ヒマスガ、如何デアリマスカ

○丹羽政府委員 申スマデモナク主體ガ無クナルノデアリマスカラ、之ガ無クテモサウ云フコトニナラウカト思ヒマスガ、疑問ヲ避ケル爲ニ七項ヲ置クコトハ一向差支ナイト思ヒマス

○川島委員 第十條ノ第二項ニ「路線ヲ延長又ハ變更セシムルコト但シ專用自動車道ノ延長及變更ハ此ノ限ニ在ラズ」トアルガ、路線ヲ短縮スル場合ニハドウナリマスカ、路線ノ短縮ヲ主務大臣ガ御命令ニナルヤウナコトガ起リ得ナイノデアリマスカ

○丹羽政府委員 路線ノ短縮ハ事業ノ一部ノ取消ト解釋シテ居リマス、是ハ改善命令デアリマスカラ、延長ダト考ヘテ宜シイト思ヒマス

○川島委員 第十條ノ第五ニ「旅客又

ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト」ト云フ規定ガアルガ、軌道法、地方鐵道法ニハソレガナイヤウニ考ヘテ居リマス、特ニ此法案ニ對シテ斯様ナ條項ヲ御設ケニナッタ理由ハ何處ニアリマスカ

○丹羽政府委員 ソレハ鐵道軌道ニ於テハ相當ノ資本金ヲ要スルノデアリマシテ、苟モ鐵道軌道ヲ經營スル資力アル者ニ對シテハ、斯様ナ保險ヲ付ケナクテモ損害賠償支拂ノ能力ハアルト考ヘテ居リマスガ、自動車ノ方ハ非常ニ業者ノ單位ガ小サイノデアリマス、例ヘバ一輛トカ二輛ヲ以テ經營シテ居ルモノガ、旅客ヲ殺シ、又ハ貴重ナル貨物ニ付テ損害賠償ヲ拂フト云フ場合ニ、支拂能力ガナイ場合ガ起ラウト思ヒマス、斯ウ云フコトニナルト被害者ノ利益ヲ擁護スルコトガ出來ナイト考ヘテ五項ヲ入レタ譯デアリマス

○川島委員 支拂能力ノ有無デナシニ、地方ノ軌道法若クハ地方鐵道法ニ依ッテ營業シテ居ル會社ガ、旅客又ハ物品ニ對シテ損害ヲ與ヘタ場合ニ、支拂能力ノ有無ニ拘ラズ隨分亂暴ナ取扱ヲシテ居ル、人ガ死ンデモ極ク僅ノ涙金デ以テ之ヲ解決ショウトシテ居ルコトガ多イノデアリマス、私ハ此法案ノ規定ハ宜イト思フ、斯様ナ規定ヲ軌道法、地方鐵道法ニモ御設ケニナルト云

フ御考ハゴザイマセヌカ

○丹羽政府委員 ソレハ損害賠償ノ扱ニ關シテノ問題ダラウト思ヒマスガ、是ハ責任ニ對シテデスカラ、保險ヲ付ケタラ、特ニ責任ヲ回避シナイト云フ結果ニナルカモ知レマセヌガ、今ノ所デハ是ト同様ノ規定ヲ地方鐵道若クハ軌道法ニ設ケルト云フ考ハ持ッテ居リマセヌ、或ハサウ云フ事實ガ相當出テ參リマスレバ、適當ナ時機ニ改正ヲスルト云フコトハ、一向差支ナイノデアリマス

○川口委員 關聯シテ——今政府委員ハ十條ノ第五項ノ「旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト」是ハ資力ガ少イカラト云フヤウナ御言葉デアリマシタガ、サウスルト資力ノ少イ者ニ保險ヲ付シテ、果シテソレデ效果ガアルノデアリマセウカ

○丹羽政府委員 資力ガナクテモ、其責任保險ヲ付シマスレバ、保險料ヲ支拂フト云フ義務ガ其事業者ニ起ル譯デアリマス、保險料ヲ支拂ッテ置ケバ、サウ云フ事故ノ起リマシタ場合ニ、會社カラ其拂ッタ損害賠償金ヲ取レル、斯ウ云フコトニナリマスカラ、資力ガ十分ニナクトモ、保險料サヘ拂ヘバ、何時斯ウ言フ事故ガ起キタ場合ニモ安心シテ拂ヘル、斯ウ云フ結果ニナルダラウト思フ

○丹羽政府委員 路線ノ短縮ハ事業ノ一部ノ取消ト解釋シテ居リマス、是ハ改善命令デアリマスカラ、延長ダト考ヘテ宜シイト思ヒマス

○川島委員 第十條ノ第五ニ「旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト」ト云フ規定ガアルガ、軌道法、地方鐵道法ニハソレガナイヤウニ考ヘテ居リマス、特ニ此法案ニ對シテ斯様ナ條項ヲ御設ケニナッタ理由ハ何處ニアリマスカ

○丹羽政府委員 ソレハ鐵道軌道ニ於テハ相當ノ資本金ヲ要スルノデアリマシテ、苟モ鐵道軌道ヲ經營スル資力アル者ニ對シテハ、斯様ナ保險ヲ付ケナクテモ損害賠償支拂ノ能力ハアルト考ヘテ居リマスガ、自動車ノ方ハ非常ニ業者ノ單位ガ小サイノデアリマス、例ヘバ一輛トカ二輛ヲ以テ經營シテ居ルモノガ、旅客ヲ殺シ、又ハ貴重ナル貨物ニ付テ損害賠償ヲ拂フト云フ場合ニ、支拂能力ガナイ場合ガ起ラウト思ヒマス、斯ウ云フコトニナルト被害者ノ利益ヲ擁護スルコトガ出來ナイト考ヘテ五項ヲ入レタ譯デアリマス

○川島委員 支拂能力ノ有無デナシニ、地方ノ軌道法若クハ地方鐵道法ニ依ッテ營業シテ居ル會社ガ、旅客又ハ物品ニ對シテ損害ヲ與ヘタ場合ニ、支拂能力ノ有無ニ拘ラズ隨分亂暴ナ取扱ヲシテ居ル、人ガ死ンデモ極ク僅ノ涙金デ以テ之ヲ解決ショウトシテ居ルコトガ多イノデアリマス、私ハ此法案ノ規定ハ宜イト思フ、斯様ナ規定ヲ軌道法、地方鐵道法ニモ御設ケニナルト云

フ御考ハゴザイマセヌカ

○丹羽政府委員 ソレハ損害賠償ノ扱ニ關シテノ問題ダラウト思ヒマスガ、是ハ責任ニ對シテデスカラ、保險ヲ付ケタラ、特ニ責任ヲ回避シナイト云フ結果ニナルカモ知レマセヌガ、今ノ所デハ是ト同様ノ規定ヲ地方鐵道若クハ軌道法ニ設ケルト云フ考ハ持ッテ居リマセヌ、或ハサウ云フ事實ガ相當出テ參リマスレバ、適當ナ時機ニ改正ヲスルト云フコトハ、一向差支ナイノデアリマス

○川口委員 關聯シテ——今政府委員ハ十條ノ第五項ノ「旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト」是ハ資力ガ少イカラト云フヤウナ御言葉デアリマシタガ、サウスルト資力ノ少イ者ニ保險ヲ付シテ、果シテソレデ效果ガアルノデアリマセウカ

○丹羽政府委員 資力ガナクテモ、其責任保險ヲ付シマスレバ、保險料ヲ支拂フト云フ義務ガ其事業者ニ起ル譯デアリマス、保險料ヲ支拂ッテ置ケバ、サウ云フ事故ノ起リマシタ場合ニ、會社カラ其拂ッタ損害賠償金ヲ取レル、斯ウ云フコトニナリマスカラ、資力ガ十分ニナクトモ、保險料サヘ拂ヘバ、何時斯ウ言フ事故ガ起キタ場合ニモ安心シテ拂ヘル、斯ウ云フ結果ニナルダラウト思フ

○川口委員 昨日私同ジコトヲ一寸伺
ッタノデアリマスガ、自動車ノ運輸業
ハ強制運輸ニナツテ居リマスガ、軌道
ニモ強制運輸ノコトガアルノガ當然デ
ハナイカト思ヒマス、何故之ヲ御加ヘ
ニナラスノデアリマセウカ、寧ろア、
云ッチャウナ規定ガ必要デヤナイカト
思フ

○丹羽政府委員 昨日大臣カラ御答ニ
ナツテ居ルカト思ッテ居リマスガ、運輸
ニ關スル規定ハ命令ニ依ッテ居リマス
カラ、此運輸規定ノ中ニサウ云フコト
モ規定致ス積リデ居リマス

○川口委員 命令ニ依ラナイデ、本法
ノ中ニ御加ヘニナツタ方ガ宜イデハナ
イカト云フ考ヲ持ッテ居リマスガ、如何
デスカ

○丹羽政府委員 ソレハ御意見デゴザ
イマスガ、私共ハ寧ろサウ云フ問題
ハ、此法文ノ中ニ規定スルカ、或ハ命
令ニ委任スルカト云フコトニ付キマシ
テハ、命令ニ委任致シマシテモ、一向
差支ナイモノダト考ヘテ居リマス

○川口委員 先程政府委員ノ御答辯ニ
依ッテ、極メテ貧弱ナル營業者ガアルガ
爲ニ、損害保險ヲ付ケル規定ヲ設ケタ
ト云フ御話デアリマスガ、經營ノ内容
デナシニ、責任觀念ノ問題デアアル、損
害保險ヲ付セシメテ置ケバ、兎ニ角責
任ヲ感ジテ、損害ガアツタ時ニ被害者

ニ對シテ相當ノコトヲシナケレバナラ
ヌコトニナル、所ガ今日デハ地方ノ軌
道營業者、或ハ鐵道營業者ト云フモノ
ハ、殆ド之ヲ顧ミナイ、成ベク少イ金
額デ解決ヲシヨウトスル、時ニハ地方
ノ無賴漢ヤ何カラ差向ケテ來テ威嚇シ
テ、涙金デ解決シヨウト云フコトガ多
イノデアリマシテ、如何ニ經營者ガ大
キナ主體デアッテモ、責任觀念ノ薄イ
ノニ掛ッテハ仕方ガナイ、成ベク軌道
法、地方鐵道法モ、將來御改正ニナル
機會ガアリマシタナラバ、是ト同ジヤ
ウナ條項ヲ御設ケニナルヤウニ御願シ
タイト思フノデアリマス、別ニ御答辯
ヲ御求メスルノデハアリマセス、私ハ
今日ハ是ダケニシテ置キマス

○佐保委員 當局ニ御尋シタイノデア
リマスガ、此五十三條デアリマスガ、
此解釋ハ如何ニシテ宜イカ、私多少分
リ兼ネマスガ「自動車運輸事業者又ハ
自動車道事業者ハ其ノ代理人、戶主、
家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務
ニ關シ本法ニ違反シタトキハ自己ノ指
揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免
ル、コトヲ得ズ」トアル、第三項ニ行
ケバ、本法ニ違反シタ時ハ其罰則ヲ會
社ニ適用ストアリマスガ、此規定ノ解
釋ヲ一寸御示シテ願ヒタイ、如何ナル
損害ヲ意味シテ居ルノデアアルカ

○川崎政府委員 今ノ御質問ハ「自動
車運輸事業者又ハ自動車道事業者ハ其
ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ
從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シ
タルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ所
ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ」
此規定デアリマスガ

○佐保委員 三項モ一緒デス
○川崎政府委員 此規定ハ、是ハ取締
ノ上カラノ規定デ、斯ウ云フ規定ハ外
ノ法令ニモ澤山アル、今度出テ居ル產
業統制ニ關スル法令ニモアリマスシ、
税法ニモ色々ナ方面ニ例ガアルノデア
リマス、是ハ主トシテ取締ノ上カラ、
斯ウ云フ人命ヲ預ルヤウナ重要ナ仕事
ニ從事スル者ハ、自分ガヤハリ手ヲ下
サナカッタト云フコトヲ以テ、責任ヲ
免レルト云フヤウナコトニスレバ、甚
ダ危險ガ多イカラ、ドウシテモ取締上
此規定ヲ置カナケレバナラヌト云フ趣
旨カラ置イテアルノデアリマス

○佐保委員 只今川崎次官ノ御説明ニ
依リマスレバ、此二十九條ノヤウナモ
ノハ、代理人ナリ或ハ戶主、營業者ハ
當然デアリマスガ、サウ云フノヲ從業
者ニマデ責任ヲ負ハセルト云フノハ、
洵ニ面白クナイ、若シ人命ヲ損傷スル
カラト云フ御意思ナラバ、所謂此第三
項ニアルヤウニ罰則ヲ會社ニ適用ナサ
ルト云フコトハ、面白クナイト云フ感
ジガスル、若シ人ヲ傷ケタリ、家ヲ傷

ケタリ、馬ヲ傷ケタリスルコトヲ豫想
シテ、此罰則ガ出來テ居ルト云フナラ
バ、會社ニ對シテハ何か救済方法ヲ講
ジナケレバナラヌヤウナコトニ立至リ
ハシナイカ、運轉手ノ人馬ニ損害ヲ與
ヘ、又其他ニ損害ヲ與ヘタル責任マデ
モ、會社ニ負ハセルト云フコトハドウ
デアアルカ、若シ左様ナコトニナレバ、
會社ハ非常ニ窮境ニ立至リマスカラ、
其邊ノ關係ヲ御聞キシタイノデアリマ
ス

○川崎政府委員 ソレハ第五十四條以
下ノ交通往來ニ關スル犯罪ト云フモノ
ニ付テハ、從業員ニ及ブ規定ガアリマ
ス、五十四條以下ハ是ハ現行刑法ニア
リマス規定ヲ此處ハ當嵌メタノデアリ
マス、サウシテ大體輪廓ハ現行刑法ノ
往來交通ニ關スル犯罪ヲ當嵌メタノデ
アリマスガ、少シ是ノ適用ノ範圍ヲ低
クシマシテ、從業員ニシテ、直接運轉
スル人間デ危害ヲ及ボシタ場合ニハ、
五十四條以下ノ罪ヲ負フコトニナツテ
居リマス、前ノ五十三條ノ二項ハ、五
十一條、五十二條ト云フヤウナ、秩序
維持ニ關スル規定ヲ受ケテ來タノデア
リマス、今ノ御心配ニナリマス點ハ、
五十四條以下ニアル譯デアリマス

○佐保委員 ソレデハ其條項ニ關係セ
ズニ、モウ一點御尋シタイノデアリマ
スガ、人馬其他ヲ傷ケタ場合ニ、會社

ノ責任ニ歸スベキモノデアルカ、或ハ運轉手ノ責任ニ歸スベキモノデアルカ、傷イタ方カラ言ヘバ、會社ヲ相手ニ取ツテ損害ノ要求ヲスル、併ナガラ會社カラ言ヘバ、會社ハ非常ナ負擔ヲ強要セラル、場合ガ多イノデ、其運轉手ニモ——運轉手ノ責任ナラ責任ヲ明カニシテ、過失罪トシテヤレバ、僅ナ罰金ニ依ツテ済ムノデアルカラ、其邊ノ所ハ事業ヲ經營スル會社ニ損害ヲ訴ヘテモ、ソレハ運轉手ニ轉嫁サセテ宜イノデアルカ、其責任ガ明カデナイト、事業經營者ハ非常ニ困リハシナイカト思ヒマス、其邊ヲ承リタイ

○井本政府委員 此犯罪所謂民法ノ不法行為ニ關スル御心配ト、本法ノ取締ニ關スル規定トヲ、幾分カ混同サレテ居ルト考ヘルノデアリマス、只今馬ヲ傷ケ、人ヲ傷ケタ場合ニ於テソレガ若シ故意ニ出デマスレバ、勿論直接ニ傷ケタ者ガ犯罪ノ責任ヲ負フノデアリマス、御承知ノ通り民法ニ依レバ、不法行為ノ場合ニハ、從業者ノ選任監督ニ付テ過失ガナケレバ責任ヲ負ハナイノデアリマス、選任監督ニ過失ガアレバ責任ヲ負ハナケレバナリマセヌガ、無過失デアレバ責任ハナイト云フコトハ、ソレハ民法ノ規定ニ依ツテ御心配ハナイト思ヒマス

○佐保委員 サウ云フ風ニ冷酷ニ法律

ヲ御解釋ニナレバ、人馬其他ガ傷ツイテモ殆ド斬捨御免ニナリハシナイカ、何故カト云フト、選任監督ヲ誤ルモ誤ラヌモ兎ニ角自動車ガ發車シタ後ハ、監督者ガ一々乗ルノデモアリマセヌカラ、運轉手ノ過失ニ由ル外ハナイノデアリマス、若シ監督者ガ運轉手ヲ晝夜ヲ分タズニ勞役ニ服セシメタト云フヤウナ酷ナ取扱ヲスレバ、或ハ監督ノ責

ガ遡ツテ來ルカモ知レナイケレドモ、適當ナ方法デ運轉手ヲ選任シテ運轉セシメテ居ル、監督選任ヲ誤ツテ居ラナイト云フノデ冷酷ニ扱フ段ニナレバ、是ガ斬捨御免ニナリハシナイカ、兎ニ角ソレガ運轉手ノ責任デアルト云フコトニナレバ、警察令ニ依ツテ何月カノ業務ノ停止カ拂フ罰金ハ僅カデ済ム、金ガ要ルトシテモ二百圓カ三百圓ト云フヤウナ程度デ今マデハ解決シツ、アルノガ一般デアル、ソレガ選任監督ヲ誤ラスト云フコトデ冷酷ナル解釋ヲスルナラバ、斬捨御免ニナリハシナイカ

○井本政府委員 是ハ別ニ此法律ガ出來タカラト云ツテ變ルノデハナイノデアリマシテ、民法ノ不法行為ノ條文ニ依ツテ法律サレル、ソコデ運轉手ノ過失ニ依ツテ損害ガ發生スル、斯ウ云フ場合ニ於キマシテモ、營業者即チ事業ヲシテ居ル者ニ選任監督ニ付テ過失ガナケレバ宜シイ、斯ウ云フコトニナツテ

居ルト考ヘマス

○古屋委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、次回ノ開會ハ公報デ御知ラセ致シマス

午後零時三十分散會